運行管理者資格者証の訂正・再交付申請の書類と手続き

１．申請方法の選択　（別紙見本あり）

（１）訂正申請　　（氏名変更により訂正のみを申請する場合）

※現在お持ちの運行管理者証本紙の氏名を二重線で訂正後、変更後の氏名を追記して交付します。

（２）再交付申請　（氏名変更、汚損、破損、亡失により再交付を申請する場合）

※亡失以外は現在お持ちの運行管理者証との差替となります。

◆東京運輸支局へ申請する場合、資格者番号が「関東」から始まるものであるか確認してください。
「関東」以外の場合は、他の運輸支局への申請となります。

２．申請に必要な書類

（１）運行管理者資格者証 訂正・再交付申請書（第３号様式）

（２）手数料（収入印紙２７０円。訂正申請の場合は無料。）

※２７０円を超える印紙を貼付した場合は、申請書の枠外に「過納承認」と記載してください。

（３）本人確認書類

ａ．氏名変更を伴う場合

・自動車運転免許証の両面コピー（裏面に氏名変更の履歴がある場合のみ）

・又は住民票の写し（氏名変更が確認出来る場合のみ。コピー不可）

・又は戸籍抄本（コピー不可）

ｂ．氏名変更を伴わない場合

・自動車運転免許証のコピー又は住民票の写し又は戸籍抄本
（住民票の写し及び戸籍抄本はコピー不可）

（４）現在お持ちの運行管理者資格者証の本紙（亡失を除く）

３．交付までの期間及び受取方法

申請を受理してから、１か月程度かかります。

※支局の窓口に直接お持ちになっても当日の交付はできません。

（１）郵送で受け取る場合

①Ａ４サイズ用紙を折り曲げずに入る返信用封筒（角型２号等）又はレターパックを使用する。

②返信用封筒には５３０円分の切手を貼り、返信先を記入する。（簡易書留郵便で返信します。）

（２）支局窓口で受け取る場合

交付日以降に窓口に引取りに来て下さい。

※返信用封筒が同封されていない場合は、支局窓口受取として扱わせていただきます。

４．郵送及び問い合わせ先　（東京運輸支局へ申請する場合）

〒１４０－００１１

東京都品川区東大井１－１２－１７

東京運輸支局　保安担当　　ＴＥＬ：０３－３４５８－９２３１音声案内【３】

別紙

訂正見本

運行管理者資格者証

資格者証番号　　第　　号

氏　　名　東京 ~~関東~~　太郎

生年月日

道路運送法第２３条の２の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を交付する。

関東運輸局長

再交付見本

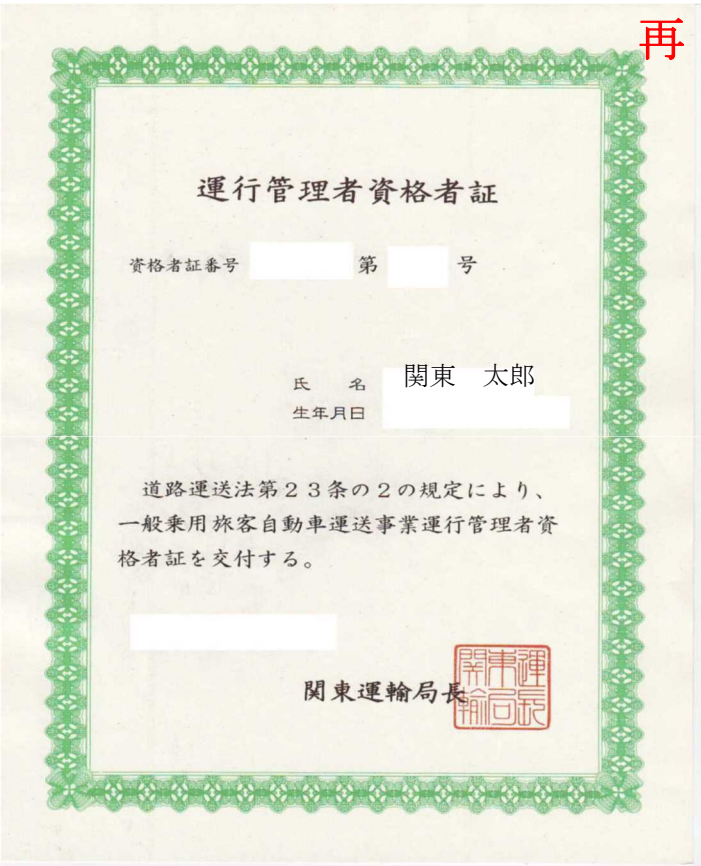

再

運行管理者資格者証

資格者証番号　　第　　号

氏　　名　関東　太郎

生年月日

道路運送法第２３条の２の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を交付する。

関東運輸局長